

電子債権記録業(電手決済サービス)に関する業務規程並びに同細則の一部改正について

1. 電子債権記録業(電手決済サービス)に関する業務規程 (平成 23 年 3 月 25 日通知)

(下線部変更箇所)

旧	新
<p>(記録事項の開示)</p> <p>第 25 条 法第 87 条第 1 項各号に掲げる者及びその一般承継人並びにこれらの者の財産の管理及び処分をする権利を有する者は、記録機関に対して細則で定める書類を提出することにより、当該各号に定める事項(債務者口座を除く。)について、開示請求をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(記録事項等)の開示)</p> <p>第 25 条 法第 87 条第 1 項各号に掲げる者及びその一般承継人並びにこれらの者の財産の管理及び処分をする権利を有する者は、記録機関に対して細則で定める書類を提出することにより、当該各号に定める事項(債務者口座を除く。)について、開示請求をすることができる。</p> <p><u>2 電子記録名義人である利用者(電子記録名義人であった利用者を含む。)又は電子記録債務者として記録されている利用者(電子記録債務者として記録されていた利用者を含む。)は、前項の規定による開示請求のほか、記録機関に対して、細則で定める方法により、次に掲げる事項の開示請求をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定の日において当該利用者が電子記録名義人である電子記録債権又は当該利用者が電子記録債務者として記録されている電子記録債権について、記録機関が細則で定めるところにより算出した金額(以下「残高」という。)</u></p> <p><u>(2) 前号の電子記録債権について、次のイ又はロに掲げる電子記録債権の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項</u></p>

2 前項の開示請求があった場合には、記録機関は、当該開示請求を行った者に対し、当該事項の全部若しくは一部を証明した書面を交付する方法により、記録事項の開示を行う。

(新設)

(新設)

(新設)

イ 電子記録名義人である電子記録債権 法第87条第1項第1号に定める事項（債務者口座を除く。）に基づく事項のうち、記録機関が必要と認める事項

ロ 電子記録債務者として記録されている電子記録債権 法第87条第1項第2号に定める事項（債務者口座を除く。）に基づく事項のうち、記録機関が必要と認める事項

3 前2項の規定による開示請求があった場合には、記録機関は、当該開示請求を行った者に対し、次の各号に掲げる開示請求の区分に応じ、当該各号に定める方法により、開示を行う。

(1) 第1項の規定による開示請求があった場合 同項に規定する事項の全部又は一部を証明した書面の交付

(2) 前項の規定による開示請求 開示請求をした利用者が同項第1号の特定の日（以下「残高基準日」という。）において電子記録名義人である電子記録債権又は電子記録債務者として記録されている電子記録債権について、残高及び同項に規定する事項を証明した書面（以下「残高証明書」という。）の交付

4 記録機関は、残高基準日とすることができる日を細則で定めることができる。

<p>(電子記録の請求に当たって提供された情報の開示)</p> <p>第26条 前条の規定は、電子記録の請求に当たって記録機関に提供された情報について法第88条に基づく開示請求があった場合について準用する。</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 記録機関は、次の各号に掲げる電子記録の請求又は開示請求を受け付けるに当たり、それらの請求を行った者から、当該請求に基づく電子記録又は開示に係る手数料として、当該各号に定める金額を上回らない範囲で、細則において定める金額を徴求する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 利用者による第25条に規定する記録事項の開示請求 1件につき 3,000円</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(電子記録の請求に当たって提供された情報の開示)</p> <p>第26条 前条第1項及び第3項(第2号を除く。)の規定は、電子記録の請求に当たって記録機関に提供された情報について法第88条に基づく開示請求があった場合について準用する。</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 記録機関は、次の各号に掲げる電子記録の請求又は開示請求を受け付けるに当たり、それらの請求を行った者から、当該請求に基づく電子記録又は開示に係る手数料として、当該各号に定める金額を上回らない範囲で、細則において定める金額を徴求する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 利用者による第25条第1項の規定による記録事項の開示請求 1件につき 3,000円</p> <p><u>(3) 残高証明書の交付による開示請求 残高証明書1通につき 3,000円</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(残高証明書の発行)</u></p> <p>第2条 <u>残高証明書の交付による開示請求は、平成23年3月25日からすることができる。</u></p>

2. 電子債権記録業(電手決済サービス)に関する業務規程細則 (平成 23 年 3 月 25 日通知)

(下線部変更箇所)

旧	新
<p>(開示に関する手続き)</p> <p>第 1 2 条 業務規程第 2 5 条第 1 項に規定する書類は、債権記録開示依頼書とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(開示に関する手続き)</p> <p>第 1 2 条 業務規程第 2 5 条第 1 項に規定する書類は、債権記録開示依頼書とする。</p> <p><u>2 業務規程第 2 5 条第 2 項に規定する方法は、記録機関に対して残高証明依頼書を提出する方法とする。この場合において、同項の規定による請求をする者は、残高基準日(業務規程第 2 5 条第 3 項第 2 号に規定する残高基準日をいう。以下同じ。)を特定して当該請求をしなければならない。</u></p> <p><u>3 業務規程第 2 5 条第 2 項第 1 号に規定する残高は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、記録機関が調製する記録原簿に記録された全ての電子記録債権についての当該各号に定める金額を合計することにより算出する。</u></p> <p><u>(1) 電子記録名義人である利用者(電子記録名義人であった利用者を含む。)が残高証明書(業務規程第 2 5 条第 3 項第 2 号に規定する残高証明書をいう。以下同じ。)の交付を請求した場合 残高基準日において当該利用者が電子記録名義人である電子記録債権についての当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額(変更記録がされた場合には、変更後のもの。次号において同じ。)から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録において支払等をした金額として記録された金額</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(変更記録がされた場合には、変更後のもの。次号において同じ。)を控除した残額</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 電子記録債務者として記録されている利用者（電子記録債務者として記録されていた利用者を含む。）が残高証明書の交付を請求した場合 残高基準日において当該利用者が電子記録債務者として記録されている電子記録債権についての当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録において支払等をした金額として記録された金額を控除した残額</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 前項各号で「発生記録」とあるのは、当該各号の電子記録債権が分割債権記録に記録されているときは「分割記録」と、当該電子記録債権が原債権記録に記録されているときは「分割記録に伴う記録」と、それぞれ読み替えるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>5 業務規程第25条第4項の規定に基づき残高基準日とすることができる日は、平成21年6月24日以降の日とする。</u></p>
<p>(手数料)</p> <p>第13条 業務規程第27条第1項の規定に基づく手数料は、次の通りとする。この場合において、利用者又は請求代行者は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して、記録機関に納入しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第13条 業務規程第27条第1項の規定に基づく手数料は、次の通りとする。この場合において、利用者又は請求代行者は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して、記録機関に納入しなければならない。</p> <p>(略)</p>

<p>(3) 業務規程第25条又は第26条の規定による開示請求に係る開示手数料 1件につき2,000円(郵送料含む)</p>	<p>(3) 業務規程第25条第1項又は第26条の規定による開示請求に係る開示手数料 1件につき2,000円(郵送料含む) <u>(4) 残高証明書の交付による開示請求に係る開示手数料 1通につき700円(郵送料含む)</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第1条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第1条 (略)</p> <p><u>(残高証明書の発行)</u> <u>第2条 第12条第2項から第5項までの規定による残高証明書の交付は、平成23年3月25日からすることができる。</u></p>